

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 古代日本の大唐通事をめぐり一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): ancient Japan, Daito Tsuji, interpreter, foreign communication 作成者: 陸, 迪 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001635">https://doi.org/10.57529/00001635</a>

# 古代日本の大唐通事をめぐり一考察

## A study of Daito Tsuji in ancient Japan

陸 迪

キーワード：古代日本 大唐通事 通訳官 外国交渉

**Key words:** ancient Japan Daito Tsuji interpreter foreign communication

### 要旨

本論は古代日本の大唐通事をめぐって考察を行ったものである。大唐通事とは古代日本の外交窓口である大宰府に設置されていた通訳のことであり、古代日本の国際交渉において不可欠な一部として働いていた。しかし、大唐通事をめぐって検討した論文は極少ないと言わざるを得ない。

ゆえに、本論は文献研究法を使い、大唐通事に関わる史料を収集・分析することで、大唐通事の発展経緯、就任した人々や特徴などの解明を目的とする。その解明することができれば、いままであまり注目されなかった古代日本の通訳官制度への理解が深められるのみならず、東アジアの国際状況と自国の需要に応じながら、外交姿勢を変更していた古代日本の対外認識の究明にも役に立てると思われる。

### Abstract

The purpose of this study is to consider the Daito Tsuji in ancient Japan. Daito Tsuji was an interpreter which was located in Dazaifu, a diplomatic center in ancient Japan, and worked as an indispensable part of international negotiations in ancient Japan. However, it is impossible to say that there are very few papers that examined the Daito Tsuji do.

Therefore, the purpose of this study is to clarify the historical background and characteristics of Daito Tsuji by collecting and analyzing historical documents related to Daito Tsuji. If it is possible to elucidate it, it will not only deepen the understanding of the interpreters of the ancient Japanese interpreters that have not been so far noticed, but it will also contribute to the investigation of the external recognition of ancient Japan which has changed diplomatic attitude in response to the international situation in East Asia and the demand for its own country.

### はじめに

日本の各辞書には、「通事」とは「通訳のことをさし、訳語ともいう」という解

釈が示されている。すなわち通事は異なる言語を話す人々の橋渡しである。実は、古代日本の外交窓口とも言える大宰府において、円滑に国際交渉を進めるために、常に用意してあった通訳官が存在していた。その名は「大唐通事」である。

しかし、管見のかぎり、大唐通事を研究対象とした論文は森公章氏が1998年に発表した「大唐通事張友信をめぐって—一九世紀在日外国人の存在形態と大宰府機構の問題として」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館)だけである。それに、当論文は張友信の事例を通じ、在日外国人の存在形態と大宰府の機構を重点として展開されたものであるため、大唐通事という職そのものに対する検討がまだ足りない。ゆえに、本論は文献研究法を使い、大唐通事に関連する史料を分析することで、大唐通事という職に注目し、その全貌を明らかにしたいと思われる。

## 一. 大唐通事の発展経緯

### (一) 大宰主船との兼任—承和七年

#### 1. 承和七年の太政官奏

大唐通事の初見は『類聚三代格』承和七年(840)九月廿三日条である。当条は廃止された大宰主船の復活を申し出た太政官奏であり、その中に次のようにある。

史料(1)

太政官謹奏

廃品官一員

大主城一員正七位上官 右検案内依去弘仁十四年正月廿九日論奏、停主厨主船、始置主城二員。而今得大宰府解称、自停主厨以来、例貢御贄並諸供具事触類多闕。望請、省主城置主厨令各得其所者。伏望、省大主城、永定一員、但官位為正八位上官。

置品官二員

主厨一員正八位上官 右製令之日置主厨、所掌最在蕃客、加以供御之儲不可闕乏、而依同前論奏既從停止。伏望、依彼府解置件職。

主船一員正八位下官 右創法之時置主船吏、而依同前論奏既從停廢。如今得彼府解称、①案警固式云、簡練舟楫備於不虞者。加以年中例貢綿并御贄別貢

等物毎年有数、仍常雇民船多費正税。②又遣唐使廻使所乘之新羅船、授於府衙令伝彼様、是尤主船之所掌者也。③其大唐通事有職無掌、望請、更置主船俾兼通事。即充倭人令護其舟、然則公家無損職掌有整者。伏望、更置件官令撰兩職。

\* 番号と下線部は筆者。

この史料(1)の下線部③「其大唐通事有職無掌、望請、更置主船俾兼通事」からは、承和七年以前から大宰府には大唐通事という職が設置されていたことが確認できるとともに、大唐通事に実質的な役割がなかったため、承和七年以降主船に大唐通事を兼任させたいという大宰府の意向も読み取れる。そして『続日本後紀』巻九・承和七年九月壬辰条に「廢大宰府大主城一員、更置主厨主船二員」とあることから、同奏は認められたことがわかる。ゆえに、大唐通事の兼任も同時に認められたと思われる。

## 2. 大宰主船について

史料(1)に登場する主船は大宰主船のことだが、『令義解』巻一・職員令によれば、大宰主船は大宰府に置かれた令制官の一つで、職掌は「掌修理舟楫」とあり、該当箇所注に「大工職掌云舟楫、此即所新造者。故此司唯掌修理也」と記されている。つまり、大宰主船は船の修理を掌る職である。

また、承和七年の復活の申し出からは、主船は弘仁十四年(823)に新設された大宰主城のかわりとして廃止されたこともわかる。しかし、当時の廃止にかかわる史料は見つからないため、主船が廃止された年次と原因しか読み取れない。以上の基本的な史料からわかる主船の変遷は、弘仁十四年に一旦廃止され、承和七年に再び復活したが、その時に大唐通事という「有職無掌」の職を兼任するようになったということまでである。

さて、復活した大宰主船の職務について、杉山宏氏は史料(1)下線部①、つまり大宰主船の復活を申し出る大宰府解にある、「案警固式云、簡練舟楫備於不虞」を踏まえ、承和年間の九州の状態により復活した大宰主船には元来職務であった船の修理のほかに、新たに舟楫の訓練を課したと主張している。<sup>(1)</sup>ただ、この主

(1) 杉山宏「主船司考」『日本古代海運史の研究』法政大学出版局、1978年4月、初出1968年、

張には疑問がある。その点を解における警固式の引用をどう理解するかという点から考えてみたい。

警固式の全貌を伝えている記事は見当たらないが、その一端を知るには、参考のできる史料がいくつか残されている。一つは、『続日本紀』卷三六・宝亀十一年(780)七月丁丑条に「勅、安不忘危、古今通典。宜仰縁海諸国、勤令警固。其因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門等国、一依天平四年節度使従三位多治比真人県守等時式、勤以警固焉。又大宰、宜依同年節度使従三位藤原朝臣宇合時式」とあり、大宰府の警固は天平四年(732)の藤原宇合の時の式に従うようにと命令した。天平四年の藤原宇合を節度使に任命した記事が残されているが、<sup>(2)</sup>式の内容は確認できない。しかし、ここから大宰府の警固の配置は天平四年の式にもとづいたことがわかる。

もう一つは、『続日本紀』卷二二・天平宝字三年(759)三月庚寅条の「大宰府言、府官所見、方有不安者四。抛警固式、於博多大津及壹岐・対馬等要害之处、可置船一百隻以上以備不虞。而今無船可用、交闕機要、不安一也」である。この内容から、大宰府周辺の警固措置として、一百隻以上の船を用意することが定められていたが、天平宝字三年の時点では揃っていない状況であった。承和七年の大宰主船の復活を申し出る大宰府解が言及した「簡練舟楫備於不虞」はこの一百隻以上の船を訓練することであろう。

この理解が正しければ、杉山氏の主張には明らかな疑問が生じる。それは、承和七年に復活した大宰主船に新たに船の訓練を課したのだとしたら、それ以前に船の訓練を担当していたのは誰だったのかという疑問である。この間、訓練をしなかったとは考え難く、別の職が担当していたことは明らかであり、だとするとそれはどうなったのであろうか。また、もしもともと主船が船の訓練を行っていたのであれば、弘仁十四年に廃止した理由は何なのかという疑問も生じる。さらに、「簡練舟楫」の内容だが、それを明記した史料が見当たらないものの、警固という使命から、おそらく船の操縦、船隊の編成や作戦方法の教授といった軍事色めいたものと推測される。とすれば、船の修理にあたる統括者に過ぎない主船が軍事戦略に関わる大役を務められるのは考え難い。以上のように考えてくると、

---

pp.66。

(2) 『続日本紀』卷一一・天平四年八月丁亥条「(前略) 従三位多治比真人県守為山陰道節度使、従三位藤原朝臣宇合為西海道節度使。道別判官四人、主典四人、医師一人、陰陽師一人」。

大宰府解が警固式を引用したのは、一百隻もの船による訓練を行ううえで船の修理体制の整備が必要だということを、主船復活を主張する理由の一つとするためだったと見るのが最も妥当な見解であろう。したがって、杉山氏の見解には賛同できない。

この時点で、主船を復活させようとしたことの最大の理由は傍線②にあると思われる。②は遣唐使の帰国に当たって乗ってきた新羅船について、大宰府の官衙に授けてその様式の技術を伝承させようとしているが、これは「尤主船之所掌」と述べている。ここから、船の様式・技術を伝承することが主船本来の職務であることがわかる。ここでいう遣唐使が乗ってきた新羅船とは、承和五年出発の遣唐使が承和七年八月に肥前に帰着した際に乗ってきた新羅船のことである。また、新羅船について、『続日本後紀』巻八・承和六年(839)七月丙申条に「令大宰府造新羅船、以能堪風波也」と同書巻九・承和七年(840)九月丁亥条に「大宰府言、対馬島司言、遙海之事、風波危険、年中貢調、四度公文、屢逢漂没。伝聞、新羅船能凌波行。望請新羅船六隻之中、分給一隻、聴之」とある。ここから新羅船の優れた性能やそれが日本で評価されていたことがうかがえる。承和七年八月の遣唐使の帰国に使用した新羅船が入手できたことを契機にして、朝廷は優れたその船の様式・技術を大宰府に伝承させようとしたが、それを管理・管轄する部署が無かったので、本来そうした職務を担っていた主船を復活するようお願いしたいというのが、この大宰府解の一番の趣旨であろう。こうして、承和七年の遣唐使の帰国をきっかけに、大宰主船が復活したと思われる。

### 3. 兼任の理由

一方、大唐通事という外交的な性格を持つ職を主船に兼任させることの理由についてはなかなか明確な答えとなるような史料が見当たらないが、『日本書紀』に船史が外交場面に登場したことを可能性の一つとして取り上げたい。その史料が、『日本書紀』欽明天皇十四年七月甲子条の次の記事である。

#### 史料(2)

蘇我大臣稲目宿禰、奉勅、遣王辰爾、数録船賦、即以王辰爾為船長、因賜姓為船史、今船連之先也。

史料(2)に記されたように、姓を賜わる前の王辰爾は「数録船賦(船賦を数えて記録すること)」を担当していた。「船賦」の意味について、関見氏は、朝鮮からの貢調に伴って行われていた交易に対する関税のようなものであるとの理解を示し、<sup>(3)</sup> 杉山氏は船舶によって運ばれてきた賦すなわち貢納物であるとの理解を示している。<sup>(4)</sup> 「船賦」の理解に違いはあるものの、二氏ともに船の荷物を検査、記録していた船史が後に涉外担当の性格を有するようになるという点では意見が一致している。

たとえば、裴世清来日の接客役に命じられた者の中には「船史王平」という人物が見られ、<sup>(5)</sup> 推古天皇十七年(609年)には肥後国に来航した百濟僧の尋問を行うため、「船史龍」が派遣されたという記事もある。<sup>(6)</sup> 主船司が船史と直接的な関係があるとは断言できないが、船史が涉外事情に関わったことは、主船が大唐通事を兼任することの合理性に何らかの示唆を与えるように思われる。

ちなみに、承和遣唐使の知乗船事に香山清貞<sup>(7)</sup>、深根文主<sup>(8)</sup>、槻本良棟<sup>(9)</sup>の三人の渡来氏族の出身者が存在しており、彼らには船の知識と同時に言語能力が期待されていた可能性がある。この推測が妥当だとすれば、渡来人の言語力と船に関わる知識・技術両方に期待を抱き、船に関する職である主船に大唐通事を兼任させたということも考えられる。

---

(3) 関見『古代の帰化人』吉川弘文館、1996年12月、p.81。

(4) 杉山氏前注所掲著書、pp.66。

(5) 『日本書紀』卷二二・推古天皇十六年六月丙辰条「客等(筆者：裴世清等唐客のこと)泊于難波津、是日、以舫船卅艘迎客于江口、安置新館、於是以中臣宮地連麻呂、大河内直糠手、船史王平為掌客」。

(6) 『日本書紀』卷二二・推古天皇十七年夏四月庚子条「筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣、惠彌为首一十人、俗人七十五人、泊于肥後国葦北津。是時遣難波吉士德麻呂、船史龍以問之曰、何来也。(後略)」。

(7) 『続日本後紀』卷四・承和二年十一月辛酉条「遣唐使知乗船事從八位上香山連清貞二人、改連賜宿祿、其先百濟國人也」。

(8) 『続日本後紀』卷三・承和元年六月辛丑条「和泉国人正六位上蜂田葉師文主、從八位下同姓安遊等、賜姓深根宿祿、其先百濟國人也。」とある。深根文主が知乗船事であったことは同書卷八・承和六年八月甲戌条「(前略)知乗船事槻本良棟、深根文主(後略)」とあることによって知られる。

(9) 『続日本後紀』卷六・承和四年三月戊辰条「右京人遣唐知乗船事槻本連良棟、民部少録同姓豊額、賜姓安塚宿祿、其先出自後漢獻帝後也」。

## (二) 兼任から独立へ—九世紀後半

### 1. 大宰主船との分離

第一節で論じた主船に兼任された大唐通事は少なくとも860年代以降に独立するようになると思われる。その独立を明記した官符は確認できないが、次の真如親王<sup>(10)</sup>入唐求法の記録である『真如親王入唐略記』の記事から十分に想定できると思われる。

#### 史料(3)

(貞観三年)十月七日、仰唐通事張友信、令造船一隻。

(貞観四年)七月中旬、率(中略)張友信、金文習、任仲元[三人並唐人](中略)僧俗合六十人、駕船離鴻臚館。

\* ( )内は筆者による補足。[ ]内は原注。以下同じ。

史料(3)で示したように、貞観三年(861)の時点に大唐通事を務めていた人物として張友信が見える。前述したように、承和七年から大宰府の大唐通事と主船は同じ人物が兼任していたので、その通りであれば、張友信は大唐通事と同時に大宰主船だったはずである。しかし、そうではないと思われる。

森公章氏は『真如親王入唐略記』の「(貞観三年)八月九日、到著大宰府鴻臚館、于時主船司香山弘貞、申府」を踏まえ、「友信が大唐通事であった際に、主船には香山弘貞という人物が任用されている」と論じ、<sup>(11)</sup>この時点において大唐通事と主船が別個に設置されたとの見解を示した。

令制下、主船が設置されたのは中央の兵部省と大宰府であり、杉山氏の考察によると、兵部省管下の主船司は延暦四年(785)から弘仁十一年(820)までの間に廃止されたと推定されるため、<sup>(12)</sup>ここの主船は承和七年に復活した大宰主船を指していたものと見て間違いはない。つまり、貞観三年には大宰府に主船・香山弘貞と大唐通事・張友信が同時に在任していたのである。したがって、この時点で大

(10) 真如親王: 通称高岳親王。平城天皇第三皇子。嵯峨天皇の皇子であったが、「葉子の変」に連座して廃され、仏門に入り、空海の弟子になる。法名真如、遍明。貞観四年(862)入唐、さらにインドに行く途中死去。(『国史大辞典』真如親王条より)

(11) 森公章「大唐通事張友信をめぐって—九世紀在日外国人の存在形態と大宰府機構の問題として」『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、1998年5月、pp.153。

(12) 杉山氏前注所掲著書、pp.106。

唐通事はすでに主船から独立していたと判断してよからう。

## 2. 独立の原因

独立の原因については、以下の二点が想定できる。一つは、唐商人の渡日が頻繁になったことである。唐商人とは九世紀半ばからしきりに唐から日本までに渡り、大宰府を拠点として交易を行う商人のことである。<sup>(13)</sup> 交易はまず日本政府と商人の間で行われ、それが終わると、民間交易が許された。その時に、交易の場に立ち会い、日本の役人と唐の商人の間に仲介役が必要だったはずで、その役割を演じたのは唐語と日本語の両方が堪能な大唐通事だったと考えられる。この推測が妥当であれば、大唐通事への需要が高まったはずで、それが主船から独立した理由としてまず考えられることである。

独立の原因としてもう一つは、大唐通事の適任者が現れたからであろう。唐商人との交易を遂行するため、唐語に堪能な人材が必要であったのは言うまでもないが、それに加えて唐からもたらされた商品に対する鑑識眼があれば、なおさら好ましかったであろう。とすれば、日本語のわかる唐商人はもっとも適格な候補者だったと言えよう。後述するように、史料(3)で大唐通事として登場する張友信はもともと唐商人であった。つまり、交易の便宜上のこともあり、大唐通事に最も適任なのが唐商人と考えられ、実際に彼らが任命されるようになったため、大唐通事が主船から切り離されて独立したとも考えられるのである。

## 二. 大唐通事の就任者

ここからは860年代から十世紀初にかけての間に大唐通事に就任した人物の考察に入る。

### (一) 唐国商人・張友信

史料(3)で示されたように、貞観三年(861)に張友信という人物が大宰府において大唐通事に就任していた。実は、ほかの史料から、大唐通事就任に先立ち、

---

(13) 唐商人の研究は、田中史生『国際交易と古代日本』(吉川弘文館、2012年)に収録された各論文、馮立君『唐朝与東亞』(社会科学文献出版社、2019年)を参考にした。

承和十四年(847)張友信は唐国商人として来日した経験があった。張友信がどのような人物かをわかりやすく示すため、史料に残された張友信の行動を以下の表にまとめた。

表 1 史料に記された張友信の行動

番号	年次	記事	出典	行動
①	会昌七年(847)六月九日	得蘇州船上唐人江長、新羅人金子白、欽良暉、金珍等書云、「春大郎、神一郎等、乘明州張友信船歸国也。來時得消息、已發也。」	『入唐求法巡礼行記』卷四	唐から日本へ
②	承和十四年(847)七月八日	辛未、天台留学僧円載從仁好及僧惠萼等至自大唐、上奏円載之表状。唐人張友信等四十七人同乘而來著。	『続日本後紀』卷一七	日本到着
③	嘉祥四年(851)二月	五月廿四日得達(筆者:大宰府)、訪問唐国商人張友信廻船、其年二月已發歸唐。	『平安遺文』卷九・四四八二	日本から唐へ
④	貞観三年(861)	仰唐通事張友信、令造船一隻。	『真如親王入唐略記』	日本滞在
⑤	貞観四年(862)	七月中旬、率(中略)張友信、金文習、任仲元[三人並唐人](中略)僧俗合六十人、駕船離鴻臚館。	『真如親王入唐略記』	日本から唐へ
⑥	貞観六年(864)八月	十三日丁卯、先は大宰府言、大唐通事張友信渡海之後、未知帰程、唐人来往、亦無定期、請友信未帰之間、留唐僧法惠、令住觀音寺、以備通事。太政官処分依請。	『三代実録』	日本に戻っていない

\*年次はすべて史料の記事の日付に従う。( )に西暦を補う。

表1の①②③から、九世紀前後から新羅人、唐人の対日交易が活発しつつある中、張友信も良港の明州を拠点とし、船主として交易活動に携わりはじめたことがわかる。表1に沿い、彼の活動をまとめると、承和十四年(847)日本にわたり、嘉祥四年(851)唐に帰った。その後、年次はわからないが、貞観三年(861)すでに大宰府の大唐通事に就任していた。翌年、真如親王に従い入唐してから、貞観六年(864)までいまだに帰ってこなかった。

また、860年代以降に主船と大唐通事の分離が認められるならば、史料(3)に書かれている張友信の造船のことは大唐通事としての権限内のことではなく、他の理由で彼に作らせたものと推測される。

唐商人の造船について、承和九年(842)唐商・李処人の船に便乗し、唐に渡った日本僧・惠運の伝記である『安祥寺惠運伝』には、唐を目指した一行は肥前国松浦郡遠値嘉島那留浦に停泊する際、「而船主李処人等棄唐来旧船、便採島裏楠木

更新織作船舶、三箇月日、其功已迄」と、<sup>(14)</sup> 来航時の船を捨て、新たに船を造った唐海商の姿が記されている。船主として海に乗り出すには、ある程度の航海技術と知識を身につけている必要があったと考えられる。したがって、船主を務めた張友信も造船技術の持ち主であったと考えて問題なかろう。唐人の技術を信頼し、特別に真如親王入唐用の造船を彼に任せたのであろう。おそらく張友信の随行入唐も本職によるのではなく、彼の航海経験、言語力と到着地の明州に詳しいことを踏まえた選択であったかもしれない。

## (二) 唐僧・法惠

二人目は唐僧・法惠である。『三代実録』卷九・貞観六年(864)八月十三日丁卯条には次のようにある。

### 史料(4)

先是大宰府言、大唐通事張友信渡海之後、未知帰程、唐人来往、亦無定期、請友信未帰之間、留唐僧法惠、令住観音寺、以備通事。太政官処分依請。

すなわち、真如親王に随行して入唐した張友信は貞観六年の時点ではまだ帰らなかったため、不定期に来航した唐人に備えるため、張友信が戻ってくるまでの間、唐僧・法惠に通事の仕事を担当させたいと願い出て、太政官が許可したのである。しかし、張友信が帰って来ない間だけの臨時的任命なので、大唐通事として正式的な起用には至らなかったようである。

このことから860年代の段階において大唐通事への需要が高かったこと、唐出身者に依存していたことがうかがえるだけでなく、大唐通事の主な対応対象は不定期に日本にわたってくる唐人であることも判明する。

## (三) 張建忠

次に、『三代実録』卷二四・貞観十五年(873)七月八日庚午条の下の記事には、貞観十五年の時点で張建忠という人物が大唐通事に就任していたことは書かれて

---

(14) 『安祥寺恵運伝』佐藤長門編『遣唐使と入唐僧の研究 附校注「入唐五家伝」』高志書院、2015年11月。

いる。

#### 史料(5)

先是、大宰府馳駢言、渤海国人崔宗佐・門孫・宰孫等漂着肥後国天草郡、遣大唐通事張建忠覆問事由、審実情状。是渤海国入唐之使、去三月着薩摩国、逃去之一艦也。仍奉進宗佐等日記、并所蠟封函子・雜封書・弓劍等。

史料(5)によれば、大唐通事・張建忠とは肥後国に漂着した渤海人一行の尋問を行った人物であり、彼の取り調べによってその一行が本物の渤海遣唐使であることが明らかになった。渤海遣唐使一行の由来は『三代実録』卷二三・同年五月廿七日庚寅条に記載されている。

#### 史料(6)

先是、大宰府言、去三月十一日、不知何許人、船二艘載六十人、漂着薩摩国甌嶋郡。言語難通、問何用。其首崔宗佐、大陳潤等自書曰、宗佐等、渤海国人、彼国王差入大唐、賀平徐州、海路浪險、漂蕩至此。国司推驗事意、不實公驗、所書年紀、亦復相違、疑是新羅人、偽称渤海人、竊來窺邊境歟。領将二船、向府之間、一船得風、飛帆逃遁。

史料(6)によれば、貞観十五年三月に六十人が薩摩国に漂着したが、言葉が通じず口頭での交流ができなかった。一行は筆談で自分たちは渤海遣唐使であると主張したが、新羅人の偽称だと疑われ、真偽を判別するため、一行を大宰府に回した。しかし、途中で二船のうち一船が逃走し、その逃走した船が肥後国に漂着した。そして、史料(5)に記された大唐通事・張建忠がその漂着した船の尋問を任された人物である。

この流れから見ると、渤海遣唐使一行は日本語については理解できないが、唐語(漢語)を書ける人だけでなく、唐語(漢語)の話せる人物が存在したと考えられる。もし話せる人がいなく、筆談でしか交流できないならば、大宰府に回しても薩摩国での尋問と同じ結論しか得られなかったはずだからである。一行を大宰府に回すのは、大宰府の判断を仰ぐためであり、その判断に役立つのは唐語(漢語)の話せる大唐通事である。おそらく大宰府にいる大唐通事・張建忠の唐語(漢

語)力を頼りにし、彼らと口頭で交流を行い、正体を明らかにさせることが目的だったのであろう。

このように考えてみると、唐人のみならず、漢語に堪能な人物が大宰府に到着すれば、すべて大唐通事に対応させた可能性は高い。

また、森公章氏は張建忠が張友信の後継者として日本に渡り、大唐通事に起用された可能性を提示し、さらに大唐通事の職務が親族間等で継承されることもあったと推測した。<sup>(15)</sup>しかし、もし森氏の推断通りであれば、次に示す李彦環の場合はどう説明すればよいのであろう。ゆえに、森氏の見解には従い難い。

#### (四) 李彦環

最後に、菅原道真が大宰府に左遷されてから作った詩を収録した『菅家後集』<sup>(16)</sup>にも通事の姿が見られるので、それをとり上げる。その詩が、次に示す「題竹床子・通事李彦環所送」である。

#### 史料(7)

彦環贈與竹繩床、  
甚好施來在草堂、  
応是商人留別去、  
自今遷客著相將、  
空心旧為遙踰海、  
落淚新如昔植湘、  
不費一錢得唐物、  
寄身偏愛惜風霜。

史料(7)には通事・李彦環からある商人が残していったらしい唐物・竹繩床をもらったという話が詠まれている。唐海商対応の最前線に立つ大唐通事は唐物の入手、調達においても役に立ったのであろう。時代を下るが、仁安三年(1168)栄西一回目の入宋に際し、博多津で両朝通事・李徳昭に会い、禅宗の広がりについて論議を交わした記録が残されている。<sup>(17)</sup>これについて、榎本渉氏は、大宰府

(15) 森氏前注所掲論文、pp.146。

(16) 菅原道真著、川口久雄校注、『菅家後集』『日本古典文学大系』72、岩波書店、1966年10月。

(17) 「興禪護国論」に「予日本仁安三年戊子春、有渡海之志、到鎮西博多津。二月遇兩朝通事李徳

と博多津の通事の多くは唐宋海商から選ばれ、主に日本人向けの中国に赴く船の手配、唐物購入を手伝っていたと述べている。<sup>(18)</sup> また、山内晋次氏は、「彼ら（筆者：通事）に関しても、単なる通訳ではなく、中国海商と日本側の官民との間での牙人的働きをする人物としてとらえられないであろうか。」<sup>(19)</sup> と論じた。

以上の大唐通事に就いた人物の分析から、大唐通事は対応相手の国籍に関わらず、唐語（漢語）さえ話せれば、その対応にあたる職であったことが判明した。主に来航後の手続き処理における通訳、来航者への事情聴取だけではなく、唐物の調達にまで携わり、場合によっては外国へ同行することもあったと言えるのではなかろうか。

### 三. 大唐通事の地位と特徴

#### (一) 大唐通事の地位

まずは『延喜式』に残された関連規定から大唐通事の地位を分析する。式部上・季禄馬料条には次のようにある。

史料(8)

凡大宰及対馬官人季禄者、於大宰府給之。其大唐通事禄、準大初位官。

これによれば、大唐通事は大初位の官人と同じのような季禄を賜与されていたことがわかる。季禄とは在京文武職事官及び大宰府・壱岐・対馬の職官に対し、任じられている官の相当官位に基づき、八月から翌年正月までの勤務日数一二〇日以上の人に春夏（秋冬も同様）に支給する綿・緇・糸・布・鉄・鍬のことである。<sup>(20)</sup> この相当官位というのは、官人本人の帯びた位階によってではなく、任じている官の相当位階によってなされるものであった。<sup>(21)</sup>

---

昭、聞伝言有禪宗弘宋朝云云。四月渡海、到大宋明州」（『中世禪家の思想 日本思想大系 16』に所収）。

(18) 榎本渉「『榮西入唐縁起』からみる博多」五味文彦編集『中世都市研究11 交流・物流・越境』新人物往来社、2005年9月、pp.48。

(19) 山内晋次「平安期日本の対外交流と中国海商」『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、2003年8月、初出2001年、pp.260。

(20) 『国史大辞典』季禄条より。

(21) 山下信一郎「禄令1 給季禄条と古代官僚制」『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、2012年

管見のかぎり、大唐通事が唯一季禄をもらえる大宰府勤務の令外官であり、同じく令外官である新羅訳語や弩師などよりは優遇されたことが判明する。

また、民部下・大宰府仕丁条には、次のようにある。

#### 史料(9)

凡大宰府充仕丁者、帥卅人、大式廿人、少式十二人、大小監各八人、主神・主工・大小典・博士・明法博士・主厨各六人。音博士・陰陽師・医師・竿師・主船各五人。大唐通事四人。史生・弩師・新羅訳語・僸仗各三人。

これによれば、大唐通事には四人の仕丁が配られたという。仕丁とは官人に賜った職分田を耕し、雑役に駆使される従者である。<sup>(22)</sup>なお、ここで指摘したいのは、馬一虹氏が、大宰府仕丁条に現れる「大唐通事四人」を「規定されている大宰府に設置される大唐通事の定員は四人である」<sup>(23)</sup>と理解したことについての問題である。該当規定の全文を読めば、そこに規定されたのは各職に就いた人物の数ではなく、その職に就いた人物に与えた仕丁の数を表していたことは明らかであり、馬氏の理解は間違いである。ちなみに、前述の張友信が渡海後、急遽唐僧を大唐通事の役割を担わせること、および同じ年代に複数の大唐通事が存在していた根拠がいまだ確認できないことから見れば、大唐通事の定員は一人だと考えるのが妥当であると思われる。

ほかに、主税上・処分公廩条<sup>(24)</sup>からも大唐通事への待遇がうかがえる記事がある。

#### 史料(10)

凡大宰府処分公廩、帥十分、大式六分半、少式五分、監三分、典二分、主神・主工・博士・明法博士・音博士一分大半。主城・陰陽師・医師・竿師・

---

10月、初出1999年、pp.86。

(22)『国史大辞典』仕丁条より。

(23)馬一虹「古代東アジアのなかの通事と訳語—唐と日本を中心として—」『アジア遊学』3、勉誠出版、1999年5月、pp.110。

(24)公廩：ここで言うのは「公廩稲」のことである。令制で、諸国で公田賃租の地子稲や、正税の一部をさいて出挙して得た利を官司の入用や官人の俸給にあてた稲。官物の欠損、未納を填補し、国儲にあて、残りを国司が配分する。配分比率は変化があるが、守六分、介四分、掾三分、目二分、史生一分。(『国史大辞典』公廩稲条より)

主船・主厨一分半。大唐通事一分小半。史生・弩師・新羅訳語・僱仗一分。

ここから、大唐通事が主船、主厨といった官位のある官人とはほぼ同じ待遇を受けていたことがわかる。賜わった季禄・仕丁の数や公廩の量から、定員一員の大唐通事は大宰府勤務の令外官ではあるが、その中でもっとも優遇された官だったと考えられる。

## (二) 大唐通事の設置時期

では、大唐通事は一体いつから大宰府に設置されたのであろうか。森公章氏は律令制定当初に設置されたと推測したが、根拠は示されていない。<sup>(25)</sup> とくに、承和七年以前の記事からはその存在がまったく確認できないところが気になる。もし森氏の推測通りなら、当時の大唐通事の通訳対象は公的な唐使あるいは民間の唐人であろう。しかし、唐使が渡日することは極めて稀であり、九世紀以前の史料に記された唐から渡ってきた民間人も決して多いとは言えない。そういう相手のためにわざわざ大唐通事の職を設置する価値はあるのであろうか。

したがって、筆者はやはり九世紀に入ってから日本史料に現れ始める唐の海商を含む民間外国人の来航に備え、設置されたと考えるのが妥当と考える。すなわち、民間外国人の日本語の言語力は限られており、来航時の検査や交易に際して意思疎通を図るため、大唐通事が設置されたのであろう。

次に、設置後の大唐通事の変遷の理由を考えたい。つまり、民間外国人のために設置された大唐通事がなぜ承和七年に主船の兼任となるのであろうか。

それは九世紀前半の来航者には大多数が新羅商人であったのに対し、唐人があまり多くなかったことによると思われる。<sup>(26)</sup> 新羅商人の中に在唐新羅人がいたので、漢語が話せたかもしれないが、母語である新羅語での意思疎通の方がやりやすかったため、大唐通事が設置されてもあまり役に立つことがなく、「有職無掌」の窮地に追い込まれ、承和七年に主船にその業務を兼任させることになったと考えたい。

(25) 森氏前注所掲論文、pp.151。

(26) 九世紀に入ってから唐人渡日が頻繁になった840年代までの間の民間唐人渡日例が確認できるのは、『日本紀略』巻一四・弘仁十年六月壬戌条「大唐越州人周光翰、言昇則等乘新羅人船。』『入唐求法巡礼行記』巻一・開成四年一月八日条「八日、新羅人王請來相看、是本国弘仁十年、流著出州国之唐人張覚濟等同船之人也。」という二つの記事がある。

ところが、九世紀の唐・日本・新羅にわたる海上交易を牛耳っていた「海上交易王」と呼ばれる新羅の清海鎮大使・張保臯が承和八年(841)に新羅国内の政治紛争に巻き込まれた結果、暗殺された。このことが新羅海商の展開に多大な打撃を与えただけではなく、<sup>(27)</sup> 主な交易相手と言える日本側にも大きな衝撃が走った。

安定的に唐物を入手できなくなった以上、新羅の軍事的混乱の波及を避けようとする日本側は承和九年(842)から新羅商人のもたらしてきた交易品はすべて民間で交易を行い、終わったら直ちに帰国させるという国家による保護・管理交易の場から新羅勢力を排除する方針に転じた。<sup>(28)</sup>

こういう状況のもと、承和九年以降大宰府に到着して政府の検査を受けた新羅商人はほぼ唐人の商船に便乗していた在唐新羅人である。唐から来た民間人の増加につれ、大唐通事の必要性が際立ち、840-860年代の間にその職務が主船から独立するようになったのではなかろうか。

### (三) 大唐通事の特徴

最後に、日本の大唐通事に就任したのが基本的に唐人であることについて検討したい。その理由について以下の二点が考えられる。

まず、唐日間交易に携わった唐出身者は唐の国内情勢や唐物への認識度は日本人より高く、あるいは唐の人脈を使い、唐物の調達と手配も日本人よりしやすかったことが想定される。そういう人物を大宰府の管下に収めることができれば、唐物への接近に有利なだけでなく、来航した唐人に対する管理も円滑に行い得ると考えられていたのであろう。そのため、唐人を「大唐通事」に任命したというのが第一に考えられる理由である。

次に考えられるのは、日本における唐語(漢語)人材の不足である。張友信が貞観四年に唐に渡航してから、「唐人來往、並無定期」の理由で、急遽唐僧法恵に大唐通事の仕事を担当させたことからは大唐通事の重要性が伺えるほかに、起用

---

(27) 張保臯の活動について、蒲生京子「新羅末期の張保臯の台頭と反乱」(『朝鮮史研究会論文集』16、1979年3月、p.39-70)、濱田耕策「王権と海上勢力—特に張保臯の清海鎮と海賊に関連して」(『新羅国史の研究—東アジアの視点から—』吉川弘文館、2002年2月、初出1999年)等に参考。

(28) 『続日本後紀』卷一一・承和九年八月丙子条「(前略)商賈之輩、飛帆來着、所齎之物、任聽民間、令得廻易、了速放却」。

できる人物に限られている側面も認められよう。平安時代の語学教育には会話能力をつけるという点ではさほど効果がなかったため、入唐した人々は筆談を通じて現地の人と交流せざるを得なかったことが、既に先学によって指摘されている。<sup>(29)</sup>そこで、不定期に来航し続けていた唐人に対応するため、日本側は唐出身者から通事を選ぶという方法を取り入れたというのが第二に考えられる理由である。

## おわりに

本論は三節にわたり、大宰府に設置されていた大唐通事について分析を行った。九世紀初から設置された大唐通事は唐から日本へ渡ってくる民間人に対応する職であり、主な仕事内容は来航者の尋問、手続きの検査などの場において通訳として立ち合い、双方の意思疎通に役立つことである。一方、九世紀後半の就任者の経歴から、大唐通事は通訳にとどまらず、唐物の調達・手配に携わる可能性も高いと思われる。承和七年に一度大宰主船に兼任されたことがあったものの、九世紀半ばからしきりに大宰府にわたって国際交易を行おうとする唐の商人に対応するため、兼任から独立へ戻った。

また、『延喜式』に記された各規定から、令外官でありながら、大唐通事は大宰府に勤務していた令外官のうち最も優遇された職だと判明した。史料に残された就任者はみな唐人であることから、九世紀半ば前後の東アジアにおいて、活発化していた国際交易によって人・物の往来が頻繁になったのみならず、交易に関わっていた人物が古代日本の政治体制に入り込み、日唐交易の遂行に力を尽くしていたこともうかがえる。また、東アジアの国際状況・動向によって、国際交渉の場に活躍する大唐通事が大きく影響されていたと言えよう。

### 参考文献

- 杉山宏、『日本古代海運史の研究』。法政大学出版社、1978年。  
 森公章、『古代日本の対外認識と通交』。吉川弘文館、1998年。  
 関晃、『古代の帰化人』。吉川弘文館、1996年。

(29) 東野治之「平安時代の語学教育」『新潮45』12-7、1993年、pp.98-104。榎本淳一「遣唐使と通訳」『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、2008年、初出2005年、pp.46-57。

- 佐藤長門編. 『遣唐使と入唐僧の研究 附校注「入唐五家伝」』. 高志書院, 2015年。
- 榎本渉. 「『栄西入唐縁起』からみる博多」五味文彦編集『中世都市研究11 交流・物流・越境』. 新人物往来社, 2005年。
- 馮立君. 『唐朝与東亜』. 社会科学文献出版社, 2019年。
- 山内晋次. 『奈良平安期の日本とアジア』. 吉川弘文館, 2003年。
- 山下信一郎. 『日本古代の国家と給与制』. 吉川弘文館, 2012年。
- 馬一虹. 「古代東アジアのなかの通事と訳語—唐と日本を中心として—」『アジア遊学』3. 勉誠出版, 1999年。
- 東野治之. 「平安時代の語学教育」. 『新潮45』12-7, 1993年。
- 榎本淳一. 『唐王朝と古代日本』. 吉川弘文館, 2008年。